

請願・陳情について

広域連合の行政について要望があるときは、請願書や陳情書を広域連合議会に提出することができます。請願については、代表者に文書で審査結果をお知らせします。陳情については、その内容が請願に適合すると判断されたもの以外は、採択・不採択等の決定はなされませんので、通知はありません。採択された請願・陳情は、その内容によって、広域連合長など執行機関に送付したり、意見書を関係機関に提出します。

【提出方法】

次の事項を邦文で記載した請願書(A4判、横書き)を広域連合議会議長宛てに1部提出してください。定例会ごとに締切りがあり、それを過ぎて受理したものは、次の定例会で審査することとなります。(締切日については、週休日の関係で変わる場合がありますのでお問い合わせください)

- 提出年月日、請願者・陳情者の住所を記載し、署名または記名押印してください。(法人・団体での提出の場合は、その名称および所在地を記載し、代表者が署名または記名押印してください。)
- 請願書を提出する場合は、広域連合議会議員の紹介が必要となりますので、1人以上の紹介議員の署名、または記名押印が必要です。(陳情書の場合は、紹介議員は必要ありません。)
- 請願者・陳情者が多数の場合、代表者以外は別紙に署名簿の形で添付してください。(署名簿には、署名者数を記載してください。なお、署名に代えて、記名押印で対応することも可能です。)
- 請願書・陳情書には、その内容を示す表題をつけ、趣旨や理由は簡潔明瞭にし、具体的な請願・陳情項目を1項目ずつ箇条書きにしてください。
- 内容がいくつかの分野にわたる場合は、なるべく要旨1件ごとに提出してください。
- 提出方法等、詳細につきましては、下記担当窓口までお問い合わせください。

【担当窓口】

〒799-2430 愛媛県松山市北条辻6番地 松山市役所2階

愛媛県後期高齢者医療広域連合 議会事務局

電話：089-911-7738

E-mai：info@ehime-kouiki.jp